認定個人情報保護団体業務実施規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全国警備業協会(以下「全警協」という。)が、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第47条第1項の規定に基づき、個人情報保護委員会から認定を受けた認定個人情報保護団体として行う業務(以下「認定業務」という。)等について、必要事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程において使用する用語は、個人情報保護法及び警備業における個人情報 の保護に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)において使用す る用語の例による。

(対象事業者の定義)

第3条 認定業務の対象となる者(以下「対象事業者」という。)は、会員及び対象事業者となることについて同意した会員の加盟警備業者で、個人情報取扱事業者に該当するものとする。

(認定業務)

- 第4条 本会は、認定業務として個人情報保護法第47条及び第53条の規定に基づき 次の各号の業務を行う。
 - 一 本人等から本会に対して解決の申出が行われた対象事業者の個人情報の取扱い に関する苦情及び相談(以下「苦情等」という。)の処理
 - 二 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する 情報提供、研修及び相談
 - 三 ガイドラインの制定、改廃及び対象事業者に対するガイドラインを遵守させるための必要な指導、勧告その他の措置
 - 四 その他対象事業者の個人情報の保護の適正な取扱いの確保に関する必要な業務

第2章 実施体制

(警備業個人情報保護推進室)

- 第5条 本会が認定業務を適切かつ迅速に行うため、定款第30条及び同第40条の規 定に基づき本会の事務局に警備業個人情報保護推進室(以下「推進室」という。) を設置する。
- 2 推進室に理事の中から選任した室長を置く。
- 3 室長には、個人情報の保護に関する業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有する者を充てる。
- 4 室長は、会長の命を受け、推進室の事務を掌理する。
- 5 その他の担当者は、室長の指揮を受けて担当事務に従事する。
- 6 本会は、苦情等の申出の手段として、電話、電子メール等の宛先をホームページ等 で公表し、推進室の周知に努める。
- 7 推進室は、業務について定期的に、次条に定める個人情報保護委員会に報告しなければならない。

(個人情報保護委員会)

- 第6条 本会は、定款第29条に基づき個人情報保護委員会を設置する。
- 2 個人情報保護委員会は、次に掲げる業務を所掌する。
 - 一 ガイドライン、本規程、個人情報の取扱いに関する苦情処理規則その他個人情報 に係る規則等の制定、改廃に関する意見具申
 - 二 推進室の室長が諮問する事項についての意見具申
 - 三 推進室の業務についての評価

第3章 業務

(目的外利用の禁止)

第7条 推進室は、認定業務の実施に際して知り得た情報を、認定業務の用に供する目 的以外に利用してはならない。

(責務)

- 第8条 推進室は、認定業務に対し、当事者の一方に偏することなく、また特定の者を 不当に差別的に取り扱うことなく、公平、誠実かつ迅速に対応し、解決に向け努力するものとする。
- 2 推進室は、研修等により認定業務全体を担当する者の育成に努めるものとする。

3 推進室の担当者又は担当者であった者は、正当な理由がない限り、職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(業務報告)

第9条 推進室は、認定業務の実施状況について毎年定期的に個人情報保護委員会へ報告するものとする。

第4章 対象事業者等

(対象事業者の登録手続き)

- 第 10 条 推進室は、その対象事業者となることを希望する者に対し、別に定める申請 書により受け付けるものとする。
- 2 推進室は、前項の申請書を受理したときは、次の各号のいずれにも適合していると 認めた場合、対象事業者登録簿に登録し、速やかに当該対象事業者に通知するものと する。
 - 一 本規程及び個人情報の取扱いに関する苦情処理規則の趣旨に賛同し、個人情報保護法、ガイドラインに従い、個人情報を適正に取り扱うこと
 - 二 個人情報保護法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその 執行を受けることがなくなった日から、二年を経過しない者に該当しないこと
- 3 推進室は、前項各号のいずれかに適合していないと認める者に対しては、その旨を 申請者に通知するものとする。

(対象事業者の抹消手続き)

第 11 条 推進室は、対象事業者が推進室の行う認定業務の対象から外れることを希望 する場合には、文書による届出により対象事業者登録簿から抹消するものとする。

(対象事業者としての登録の取消し)

- 第12条 推進室は、対象事業者が第10条第2項の各号のいずれかに適合しないと認められる場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会に諮ったうえで対象事業者としての登録を取り消すことができるものとする。
 - 申請書の記載事項に虚偽の事実が記載されていることが判明したとき。
 - 二 第15条で定める義務を怠ったとき。
 - 三 会員の加盟警備業者ではなくなったとき。

(対象事業者の公表)

第 13 条 推進室は、対象事業者の氏名又は名称をホームページ等で公表するものとす

る。

2 対象事業者の追加若しくは削除又は公表事項に変更があったときも同様とする。

(対象事業者の権利)

- 第 14 条 対象事業者は、直接受けた苦情に関し、推進室に当該苦情の解決のための相談をすることができる。
- 2 対象事業者は、推進室から個人情報の適正な取扱いの確保に資する事項についての 情報の提供その他個人情報の適正な取扱いの確保に関し、必要な助言を受けることが できる。

(対象事業者の義務)

第15条 対象事業者は、ガイドラインを遵守しなければならない。

- 2 対象事業者がガイドラインを遵守するために、推進室が必要な範囲で対象事業者に対して指導、勧告その他の措置を行った場合は、当該対象事業者はその措置に従わなければならない。
- 3 対象事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損があった場合は、 速やかにその状況を推進室に報告しなければならない。
- 4 対象事業者は、推進室から苦情処理の方法について指導及び勧告を受けた場合は、それに従わなければならない。
- 5 推進室が、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情を受け、当該対象事業者に 対して当該苦情の迅速な解決を求めたときは、当該対象事業者は迅速かつ誠実に当該 苦情の解決に努めなければならない。
- 6 推進室が、個人情報保護法第52条第2項の規定に基づき、前項の苦情解決に関する対応の結果等につき、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めたときは、当該対象事業者はそれに従わなければならない。
- 7 対象事業者は、苦情を真摯に受け止め、同種の苦情の再発防止に常に努めなければ ならない。

附 則

この規程は、本会が個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定に基づき、 認定個人情報保護団体の認定を受けた日(平成20年11月21日)から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。